

議案第2号

一 関市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市総合計画審議会の一部を改正する条例

一 関市総合計画審議会条例（平成17年一関市条例第219号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市の総合的な計画の策定及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査し、審議するため、市長の諮問機関として一関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員27人以内をもって組織する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市の総合的な計画及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査し、審議するため、市長の諮問機関として一関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(総合計画市民会議)</p> <p>第7条 審議会の所掌する事項のうち、総合的な計画の策定及び実施に</p>

<p><u>関し意見を述べるため、総合計画市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>市民会議は、委員20人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、第2条第2項各号に掲げる者及び審議会の委員のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>市民会議の会長は、市民会議の委員の互選によって定める。</u></p> <p>6 <u>市民会議の会長は、市民会議の事務を掌理し、市民会議の審議の経過及び結果について審議会に報告するものとする。</u></p> <p>(庶務) 第8条 [略]</p> <p>(委任) 第9条 [略]</p> <p>附 則 1・2 [略]</p> <p>(審議会の委員の任期の特例) 3 <u>一 関市総合計画審議会条例の一部を改正する条例（令和7年一関市条例第 号）の公布の日から施行の日までの間に新たに委嘱する審議会の委員の任期は、同条例による改正前の第3条本文の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。</u></p>	<p>(庶務) 第7条 [略]</p> <p>(委任) 第8条 [略]</p> <p>附 則 1・2 [略]</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p>
--	--

(準備行為)

- 2 この条例の規定による改正後の一関市総合計画審議会条例の施行に関し必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。

議案第3号

- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせなくてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができずとも）として規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則</u>で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせなくてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができずとも）として規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項</u></p>

歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するところにより、当該子を養
育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するところの子のある
職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第
16条第1項に規定する要介護者のある職員（ただし、規則で定める者
に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところに
より、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるの
は「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における
と読み替えるものとする。

5 [略]

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上
 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、
 父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は老齢により規則で定める
期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）
の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申
出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状
態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指
定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないこと
が相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある
職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第
16条第1項に規定する要介護者のある職員（ただし、規則で定める者
に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところに
より、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるの
は「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における
と読み替えるものとする。

5 [略]

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上
 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、
 父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第20条第1項におい
 て「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める
 期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）
 の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申
 出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状
 態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定
 する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが
 相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認
等）

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状
況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護と
の両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）

その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第4号

- 一 関市旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 一 関市旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を次とおり制定する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 関市旅費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 一 関市旅費支給に関する条例（平成17年一関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用)</p> <p>第26条の2 外国旅行の旅費については、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第32条から第35条まで、第39条及び第39条の2の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項の場合において、別表第1の1の項に掲げる職員の旅費は7級の職務にある国家公務員と、同表の2の項に掲げる職員の旅費は6級の職務にある国家公務員と同一の額とする。</p> <p>第30条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、<u>国家公務員等の旅費に関する法律及び同法に基づく諸規定を準用する。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第26条の2 外国旅行の旅費については、<u>国家公務員の例による。</u></p>
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 当分の間、第26条の2の規定の適用については、同条中「<u>国家公務</u></p>	

員」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律による国家公務員の旅費」とする。この場合において、別表第1の1の項に掲げる職員の旅費は7級の職務にある国家公務員と、同表の2の項に掲げる職員の旅費は6級の職務にある国家公務員と同一の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第5号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一 関市長 佐藤善仁

一 関市手数料条例の一部を改正する条例

一 関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

		改正前			改正後					
1	別表（第2条関係）	事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額	
		[略]								
	28	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築物に関する確認申請手数料等	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	8,000円	建築物に関する確認申請手数料等	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	8,000円
					30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円
					100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円			100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	28,000円
					200平方メートルを超え500平方メートル	27,000円			200平方メートルを超え500平方メートル	33,000円

トル以内のもの	<u>48,000円</u>
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	68,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	200,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	320,000円
50,000平方メートルを超え るもの	610,000円

トル以内のもの	<u>49,000円</u>
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	68,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	200,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	320,000円
50,000平方メートルを超え るもの	610,000円

上欄で規定する床面積の合計による申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28

年国土交通省令第5号) 第2条第1項第1号に該当する場合に限る。) であるときは、上欄の手数料の額に、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の種類ごとに、同表の中欄に掲げる住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) 第1条第2項に規定する住宅部分をいう。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えるものとする。

人の居住の用に供する部分	200平方メートル未満のもの	13,000円
を有する建築物(一戸建てであるものに限る。)	200平方メートル以上のもの	15,000円
人の居住の用に供する部分	300平方メートル未満のもの	24,000円
を有する建築物(一戸建てであるものを除く。)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,000円

					もの 5,000平方メートル以上のもの	78,000円
					建築設備を設置する場合 (次に掲げる場合を除く。)	12,000円
					確認を受けた建築設備の 計画の変更をして建築設 備を設置する場合	6,000円
					法第86条の8第1項若し くは第3項(法第87条の2 第2項において準用する 場合を含む。)又は同条第 1項の認定を受けて建築 設備を設置する場合	6,000円
					建築設備 に関する 確認申請 手数料等	
					29 建築基準 法(以下この 項において 「法」とい う。)第87条 の4におい て準用する 同法第6条 第1項の規 定による確 定の申請又 は同法第87 条の4にお いて準用す る同法第18 条第2項の 規定による 計画の通知 に対する審 査	
					29の2 建築 基準法第88 条第1項に おいて準用 する同法第 6条第1項 の規定によ る確認の申	
					建築物に 関する確 認申請手 数料等	11,000円
					建築物を築造する場合(次 に掲げる場合を除く。)	6,000円
					確認を受けた建築物の計 画の変更をして建築物を 築造する場合	
					建築物に 関する確 認申請手 数料等	
					29 建築 基準法第88 条第1項に おいて準用 する同法第 6条第1項 の規定によ	

<p>確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</p>	<p>30 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請手数料等</p>	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	14,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
<p>請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</p>	<p>30 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請手数料等</p>	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	14,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
<p>確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</p>	<p>30 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請手数料等</p>	床面積の合計	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	23,000円
				200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	32,000円
<p>確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</p>	<p>30 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する完了検査申請手数料等</p>	床面積の合計	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	53,000円

1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	73,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	170,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	270,000円
50,000平方メートルを超えるもの	510,000円

1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	73,000円
2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	170,000円
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	270,000円
50,000平方メートルを超えるもの	510,000円
<u>上欄で規定する床面積の合計による申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合は、上欄の手数料の額に、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えるものとする。</u>	
床面積の	200平方メートル
合計	7,000円
200平方メートル未満のもの	
200平方メートル以上500	9,000円

平方メートル未満のもの	20,000円			
500平方メートル以上				
1,000平方メートル未満のもの				
1,000平方メートル以上	23,000円			
2,000平方メートル未満のもの				
2,000平方メートル以上	84,000円			
10,000平方メートル未満のもの				
10,000平方メートル以上	120,000円			
18,000円		1件につき	建築設備に関する完了検査申請手数料等	31 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第87条の4に

<p>において準用する同法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>31の2 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>32 建築基準法第7条第3第1項の特定工程に係る建築物</p>
<p>31 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>31 物件につき</p>	<p>12,000円</p>
<p>31 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査</p>	<p>31 物件につき</p>	<p>12,000円</p>
<p>32 建築基準法第7条第3第1項の特定工程に係る建築物</p>	<p>32 物件につき</p>	<p>13,000円</p>
<p>32 建築基準法第7条第3第1項の特定工程に係る建築物</p>	<p>32 物件につき</p>	<p>17,000円</p>

以内のもの	22,000円
100平方メートルを超えたもの	
200平方メートル以内のもの	
200平方メートルを超えたもの	31,000円
500平方メートル以内のもの	
500平方メートルを超えたもの	51,000円
1,000平方メートル以内のもの	
1,000平方メートルを超えたもの	69,000円
2,000平方メートル以内のもの	
2,000平方メートルを超えたもの	160,000円
10,000平方メートル以内のもの	
10,000平方メートルを超えたもの	260,000円

以内のもの	22,000円
100平方メートルを超えたもの	
200平方メートル以内のもの	
200平方メートルを超えたもの	31,000円
500平方メートル以内のもの	
500平方メートルを超えたもの	51,000円
1,000平方メートル以内のもの	
1,000平方メートルを超えたもの	69,000円
2,000平方メートル以内のもの	
2,000平方メートルを超えたもの	160,000円
10,000平方メートル以内のもの	
10,000平方メートルを超えたもの	260,000円

手数料等

についての
完了検査の
申請又は工
事を完了し
た旨の通知
に対する審
査

50,000平方メートルを超えるもの	500,000円	500,000円
<p>上欄で規定する床面積の合計による申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合は、上欄の手数料の額に、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄及び右欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えるものとする。</p>		
床面積の合計	200平方メートル未満のもの	7,000円
	200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	9,000円
	500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,000円
	2,000平方メートル以上10,000平方メートル	84,000円

					一トル未満のもの	
					10,000平方メートル以上の一トル未満のもの	120,000円
33 [略]						
33 [略]				仮使用の認定申請手数料	1件につき	120,000円
33 [略]				33の2 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
34～38 [略]						
34～38 [略]						
39 建築基準法第86条の8第1項若	2以上の工事に分けて工事	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	30平方メートル以内のもの		8,000円
						14,000円

<p>しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の認定の申請に対する審査</p>	<p>を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>ルを超え100平方メートル以内のもの</p>	<p>21,000円</p>
		<p>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	
		<p>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>27,000円</p>
		<p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>48,000円</p>
		<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>68,000円</p>
		<p>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>200,000円</p>
		<p>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル</p>	<p>320,000円</p>

<p>しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の認定の申請に対する審査</p>	<p>を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>ルを超え100平方メートル以内のもの</p>	<p>28,000円</p>
		<p>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>33,000円</p>
		<p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>49,000円</p>
		<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>68,000円</p>
		<p>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>200,000円</p>
		<p>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル</p>	<p>320,000円</p>

1メートル以内のもの	610,000円			
50,000平方メートルを超え るもの	610,000円			
39の2～39の4 [略]				
40 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ	優良宅地 造成認定 申請手数料	造成宅地 の面積	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	140,000円
若しくは第63条第3項第5号イ			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	200,000円
又は第31条の2第2項第14号ハ			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	270,000円
若しくは第62条の3第4項第14号ハ			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	400,000円
若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて			3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	530,000円
			6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	690,000円

1メートル以内のもの	610,000円			
50,000平方メートルを超え るもの	610,000円			
39の2～39の4 [略]				
40 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ	優良宅地 造成認定 申請手数料	造成宅地 の面積	0.1ヘクタール未満のとき	86,000円
若しくは第63条第3項第5号イ			0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	130,000円
又は第31条の2第2項第15号ハ			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	190,000円
若しくは第62条の3第4項第15号ハ			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	260,000円
若しくは第62条の3第4項第15号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	390,000円
			3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	510,000円
			6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	660,000円

ての認定の申請に対する審査 41～48 [略]	き 10ヘクタール以上のとき	870,000円
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1件につき 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があつた場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分に供する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸
ての認定の申請に対する審査 41～48 [略]	き 10ヘクタール以上のとき	900,000円
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1件につき 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があつた場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分に供する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸

建ての住宅以外の住宅をいう。
以下この項において同じ。）を除く。
以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又はそのエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び50の2の項から53の2の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業

建ての住宅以外の住宅をいう。
以下この項から53の項において同じ。）を除く。
以下この項から53の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（
エネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び50の項から53の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（

省・国土交通省

令第1号。以下

この項及び50の

2の項から53の

2の項までにお

いて「省令」と

いう。)第10条

第2号イ(1)及

びロ(1)に定め

る基準に適合す

るものとしてさ

れた認定申請

_____に係るもの

に限る。)

(ア) 床面積

の合計が200

平方メートル

ル以内のもの

の 35,000

円(住宅の品

質確保の促

進等に関する

る法律第5

条第1項に

規定する登

録住宅性能

評価機関及

び建築物の

_____以下

この項及び50の

項 から53の

項 _____までにお

いて「省令」と

いう。)第10条

第2号イ(1)及

びロ(1)に定め

る基準に適合す

るものとしてさ

れた認定申請

(以下この項に

_____において「誘導標

_____準計算基準適合

_____認定申請」とい

う。)に係るもの

に限る。)

(ア) 床面積

の合計が200

平方メートル

ル未満のもの

の 36,000

円(住宅の品

質確保の促

進等に関する

る法律第5

条第1項に

規定する登

録住宅性能

評価機関及

び建築物の

ルを超え400
 平方メートル
 ル以内のも
 の 70,000
 円 (審査機関
 があらかじ
 め法第54条
 第1項各号
 に掲げる基
 準に適合す
 ると認めた
 場合にあつ
 ては、10,000
 円)

(ウ) 床面積
 の合計が400
 平方メートル
 ルを超える
 も の
 97,000円 (審
 査機関があ
 らかじめ法
 第54条第1
 項各号に掲
 げる基準に
 適合すると
 認められた場
 合にあつては、
 16,000円)

イ 一戸建ての住
 宅又は住宅・非
 住宅複合建築物

ル以上
 の も
 の 72,000
 円 (適合証を
 添付した
 場合にあつ
 ては、10,000
 円)

イ 一戸建ての住
 宅又は住宅・非
 住宅複合建築物

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
 19,000円(審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合)にあつては、
 5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 19,000円(適合証を添付した)

場合
 にあつては、
 5,000円)

ウ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請(以下この項において「誘導仕様計算併用法

基準適合認定申請」という。)に係るものに限る。))

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000円 (適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 29,000円 (適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分(建物の区分所有等に関

ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分(建物の区分所有等に関

する法律（昭和
 37年法律第69
 号）第2条第4
 項に規定する共
 用部分をいう。
 以下この項
 において
 同一。）をいう。
 以下この項
 において
 同一。）（当該共
 同住宅等又は住
 宅部分のエネル
 ギー消費性能が
 省令第10条第2
 号イ(1)及びロ
 (1)に定める基
 準に適合するも
 のとしてされた
 認定申請に係る
 ものに限る。）
 共同住宅等又
 は住宅・非住宅
 複合建築物（一
 戸建てであるも
 のを除く。）の住
 戸の床面積の合
 計の区分に応じ
 ア(ア)から(ウ)
 までに定める額
 に、次に掲げる
 共用部分の床面

する法律（省令
 第4条第3項第
 1号
 一に規定する共
 用部分をいう。
 以下この項から
 53の項において
 同一。）をいう。
 以下この項から
 53の項において
 同一。）（誘導標
 準計算基準適合
 認定申請
 一に係る
 ものに限る。）
 共同住宅等又
 は住宅・非住宅
 複合建築物（一
 戸建てであるも
 のを除く。）の住
 戸の床面積の合
 計の区分に応じ
 ア(ア)又は(イ)
 一に定める額
 に、次に掲げる
 共用部分の床面

積(ウ)及び
(イ)において
「床面積」とい
う。)の合計の区
分に応じ、それ
ぞれ次に定める
額を合算した額
(ア) 床面積
の合計が300
平方メート
ル以内のもの
の 109,000
円(審査機関
があらかじめ
め法第54条
第1項各号
に掲げる基
準に適合す
ると認めた
場合にあつ
ては、10,000
円)
(イ) 床面積
の合計が300
平方メート
ルを超える
もの
179,000 円
(審査機関
があらかじめ
め法第54条
第1項各号

積(エ)及び
(イ)において
「床面積」とい
う。)の合計の区
分に応じ、それ
ぞれ次に定める
額を合算した額
(ア) 床面積
の合計が300
平方メート
ル未満のもの
の 114,000
円(適合証を
添付した

場合にあつ
ては、10,000
円)
(イ) 床面積
の合計が300
平方メート
ルの
もの
187,000 円
(適合証を
添付した

第54条第1
項各号に掲
げる基準に
適合すると
認められた場合
にあつては、
20,000円

_____ 場合
にあつては、
21,000円

カ 共同住宅等又
は住宅・非住宅
複合建築物（一
戸建てであるも
のを除く。）の
住宅部分（誘導
仕様計算併用法
基準適合認定申
請に係るものに
限る。）共同
住宅等又は住
宅・非住宅複合
建築物（一戸建
てであるものを
除く。）の住戸
の床面積の合計
の区分に同じウ
（ア）又は（イ）
に定める額に、
次に掲げる共用
部分の床面積
（カ（ア）及び
（イ）において
「床面積」とい
う。）の合計の

区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 53,000円 (適合証を添付した場合にあっては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルのもの 89,000円 (適合証を添付した場合には、21,000円)

キ 人の居住の用に供する部分をも有しない建築物(工場等専用建築物(専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これ

ホ 人の居住の用に供する部分をも有しない建築物(工場等専用建築物(専ら工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これ

ルを超える
もの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合)にあっては、
17,000円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして認められた認定申請
297,000円

b 建築物のエネルギー消費性

ルの
もの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(適合証を添付した

場合にあっては、
17,000円)

a 誘導標準入力法基準適合認定申請

295,000円

b 誘導モデル建築物法基準適合

能が省令
第10条第
1号イ(2)
及びロ(2)
に定める
基準に適
合するも
のとして
された認
定申請

120,000円

九 人の居住の用
 に供する部分を
 有しない建築物
 のうち工場等専
 用建築物又は住
 宅・非住宅複合
 建築物の非住宅
 部分（非住宅部
 分が工場等専用
 部分である場合
 に限る。）

(ア) 床面積
 の合計が300
 平方メートル
 以内のもの
 の次に掲
 げる区分に
 応じ、それぞ
 れ次に定め
 る額（審査機
 関があらか

認定申請

115,000円

九 人の居住の用
 に供する部分を
 有しない建築物
 のうち工場等専
 用建築物又は住
 宅・非住宅複合
 建築物の非住宅
 部分（非住宅部
 分が工場等専用
 部分である場合
 に限る。）

(ア) 床面積
 の合計が300
 平方メートル
 未満のもの
 の次に掲
 げる区分に
 応じ、それぞ
 れ次に定め
 る額（適合証
 を添付した

はじめ法第54

条第1項各

号に掲げる

基準に適合

すると認め

た場合に

あっては、

10,000円)

a 建築物の

エネルギー

消費性

能が省令

第10条第

1号ロ(1)

に定める

基準に適

合するも

のとして

された認

定申請

109,000円

b 建築物の

エネルギー

54条第1項

各号に掲げる基準に適合すると認められた場合に

あつては、
17,000円)

a 建築物の

エネルギー

消費性能

が省令第10条第

1号ロ(1)

に定める

基準に適合するもの

として

された認定申請

138,000円

b 建築物の

エネルギー

消費性能

が省令第10条第

1号ロ(2)

に定める

基準に適合するもの

として

された認定申請

	<p>は、(イ)に定める額を合算した額に、オ(ア)又は(イ)(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合)又は、カ(ア)又は(イ)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア)又は(イ)(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合)又は、カ(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>(2) [略]</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>50 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項</p>	<p>1件につき</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>棟ごとに、49の項(1)アからキまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからキまでに定め</p>
	<p>を合算した額に、(1)キ又はクに掲げる非住宅部分の建築物等</p> <p>の区分に応じ、それぞれ(1)キ又はク</p> <p>に定める額を加算した額</p> <p>(2) [略]</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>49の2 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項</p>	<p>1件につき</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>棟ごとに、49の項(1)アからケまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからケまでに定め</p>

<p>において「法」という。)第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>額 (法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合には、49の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)</p>
<p>において「法」という。)第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>額 (法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合には、49の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)</p>
<p>50 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。)第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画 (法第11条第1項に規定す</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 (人の居住の用に供する部分を除く。以下この項及び51の項において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物 (一戸建ての住宅及び共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び51の項において同じ。)) を除く。以下この項及</p>

る建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、50の3の項及び53の2の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

る建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、50の2の項及び53の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

び51の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。) (一戸建てであるものに限る。)の住宅部分 (省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び51の項において同じ。) (エネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画 (以下この項において「標準計算基準適合計画」という。)に係るものに限る。)

ア 床面積 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 (平成28年政令第8号) 第3条に規定す

る床面積をい
う。以下この項
及び51の項にお
いて同じ。) (増
築又は改築の場
合にあつては、
当該増築又は改
築に係る部分の
床面積に限る。
以下この項及び
51の項において
同じ。)の合計が
200平方メー
トル未満のもの
35,000円

イ 床面積の合計
が200平方メー
トル以上のもの
40,000円

(2) 一戸建ての住
宅又は住宅・非住
宅複合建築物 (一
戸建てであるもの
に限る。)の住宅部
分 (エネルギー消
費性能が省令第1
条第1項第2号イ
(1)及びロ(2)又は
同号イ(2)及びロ
(1)に定める基準
に適合するものと
して提出され、又

は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「仕様計算併用法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
26,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
29,000円

(3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（標準計算基準適合計画に係るものに限る。）

ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。

51の項において
同じ。)を省令第
5条第3項第2
号の数値とする
場合は、共用部
分(省令第4条
第3項第1号に
規定する共用部
分をいう。51の
項において同
じ。)の床面積を
除く。イにおい
て同じ。)の合計
が300平方メー
トル未満のもの
71,000円

イ 床面積の合計
が300平方メー
トルのもの
119,000円

(4) 共同住宅等又
は住宅・非住宅複
合建築物(一戸建
てであるものを除
く。)の住宅部分
(仕様計算併用法
基準適合計画に係
るものに限る。)
ア 床面積の合計
が300平方メー
トル未満のもの
53,000円

53の2の項において同じ。) (増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、50の3の項及び53の2の項において同じ。) の合計が500平方メートル以内のもの
315,000円

(2) 特定建築物

の非住宅部分

エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める

の合計が300平方メートル未満のもの
235,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルのもの
295,000円

(6) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。)(エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める

基準に適合するものとして提出された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの
123,000円

基準に適合するものとして提出された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下の項において「モデル建築物基準適合計画」という。）に係るものに限る。

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
90,000円

イ 床面積の合計が300平方メートルのもの
115,000円

(7) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（標準入力
法基準適合計画に係るものに限る。）

ア	床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 24,000円
イ	床面積の合計 が300平方メー トルのもの 32,000円
(8)	人の居住の用 に供する部分を有 しない建築物のう ち工場等専用建築 物又は住宅・非住 宅複合建築物の非 住宅部分（非住宅 部分が工場等専用 部分である場合に 限る。）（モデル建 物法基準適合計画 に係るものに限 る。）
ア	床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの 20,000円
イ	床面積の合計 が300平方メー トルのもの 27,000円
(9)	住宅・非住宅複 合建築物（(1)から (8)までに係るも

<p>50の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号。以下この項及び53の2の項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応</p>	<p>50の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>50の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、岩手県建築基準法施行条例第11条第3項第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額</p>	<p>のを除く。) 住宅部分にあつては(1)から(4)まで、非住宅部分にあつては(5)から(8)までに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額</p>
---	---	--------------	---	---	---	--------------	--	--

			<p>じ、同項(1)に定める額</p> <p>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</p>			
			<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第29条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第29条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1)に定める額 (法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に</p>
			<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第29条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第34条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1)に定める額 (法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に</p>

項において同
じ。)の住宅部
分（当該住宅又
は住宅部分のエ
ネルギー消費性
能が省令第10条
第2号イ(1)及
びロ(1)に定め
る基準に適合す
るものとしてさ
れた認定申請）

の住宅部
分（

エ
ネルギー消費性
能が省令第10条
第2号イ(1)及
びロ(1)に定め
る基準に適合す
るものとしてさ
れた認定申請
(以下この項に

ついて「誘導標
準計算基準適合
認定申請」とい
う。)に係るも
のに限る。)

(ア) 床面積
の合計が200
平方メート
ル未満のもの
の 35,000
円（審査機関
があらかじめ
め法第30条
第1項各号
に掲げる基
準に適合す
ると認め
る旨を証する
書類（以下こ

の項におい

適合するものと
してされた認定
申請

に係るも
のに限る。)

(ア) 床面積
の合計が200
平方メートル
以内のもの
の 20,000
円 (審査機関
が あらかじ
め法第35条
第1項各号
に掲げる基
準に適合す
ると認めた
場合にあつ
ては、6,000
円)

(イ) 床面積
の合計が200
平方メートル
を超え
るもの
21,000円 (審
査機関があ
らかじめ法
第35条第1

適合するものと
してされた認定
申請 (以下この
項において「誘
導仕様基準適合
認定申請」とい

う。)に係るも
のに限る。)

(ア) 床面積
の合計が200
平方メートル
未満のもの
の 18,000
円 (適合証を
添付した

場合にあつ
ては、5,000
円)

(イ) 床面積
の合計が200
平方メートル
以上のもの
の 19,000円 (適
合証を添付
した

項各号に掲
げる基準に
適合すると
認められた場合
 にあつては、
6,000円

場合
 にあつては、
5,000円
 立 一戸建ての住
宅又は住宅・非
住宅複合建築物
(一戸建てであ
るものに限る。)
の住宅部分(エ
ネルギー消費性
能が省令第10条
第2号イ(1)及
びロ(2)又は同
号イ(2)及びロ
(1)に定める基
準に適合するも
のとしてされた
認定申請(以下
この項において
「誘導仕様計算
併用法基準適合
認定申請」とい
う。)に係るもの
に限る。)
(ア) 床面積
の合計が200
平方メートル
未満のもの
の 26,000

円（適合証を添付した場合は、5,000円）
（イ）床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 29,000円（適合証を添付した場合は、5,000円）

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導標準計算基準適合認定申請
に係るものに限る。）
（ア）床面積（住宅部分の設計一次

ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
（ア）床面積（住宅部分の設計一次

エネルギー消費量(省令第1条第1号イ)
に規定する設計二次エネルギー消費をいう。
以下この項及び53の項(3)において同じ。)を省令第14条第2項第2号の数值とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。)の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの

エネルギー消費量
を省令第14条第2項第2号の数值とする場合は、共用部分
の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

77,000円(審査機関があら
らはじめ法
第35条第1
項各号に掲
げる基準に
適合すると
認められた場
合) 11,000円
(イ) 床面積
の合計が300
平方メート
ルを超える
もの
127,000円
(審査機関
があらはじめ
法第35条
第1項各号
に掲げる基
準に適合す
ると認めた
場合) 23,000
円

エ 共同住宅等又
は住宅・非住宅
複合建築物(一
戸建てであるも
のを除く。)の
住宅部分(当該

71,000円(適合証を添付
した)

場合
にあつては、
10,000円)

(イ) 床面積
の合計が300
平方メート
ルの
もの
119,000円
(適合証を
添付した)

場合にあつ
ては、21,000
円)

オ 共同住宅等又
は住宅・非住宅
複合建築物(一
戸建てであるも
のを除く。)の
住宅部分(誘導

らかじめ法
第35条第1
項各号に掲
げる基準に
適合すると
認められた場合
にあつては、
23,000円)

した

場合
にあつては、
21,000円)
カ 共同住宅等又
は住宅・非住宅
複合建築物（一
戸建てであるも
のを除く。）の
住宅部分（誘導
仕様計算併用法
基準適合認定申
請に係るものに
限る。）
(ア) 床面積
の合計が300
平方メートル
未満のもの
の 53,000
円（適合証を
添付した場合
合にあつて
は、10,000
円)
(イ) 床面積
の合計が300
平方メートル
のもの

宅複合建築物の
非住宅部分

(当該建築物又

は非住宅部分の
エネルギー消費
性能が省令第10
条第1号イ(2)
及びロ(2)に定
める基準に適合
するものとして
された認定申請
に係るものに限
る。)

(ア) 床面積
の合計が300
平方メートル
以内のもの
の 96,000
円(審査機関
があらかじめ
め法第35条
第1項各号
に掲げる基
準に適合す
ると認めた
場合にあつ
ては、11,000
円)
(イ) 床面積

宅複合建築物の
非住宅部分(非
住宅部分が工場
等専用部分であ
る場合を除く。)

エネルギー消費
性能が省令第10
条第1号イ(2)
及びロ(2)に定
める基準に適合
するものとして
された認定申請
に係るものに限
る。)

(ア) 床面積
の合計が300
平方メートル
未満のもの
の 90,000
円(適合証を
添付した
場合にあつ
ては、10,000
円)
(イ) 床面積

る。)

(ア) 床面積
の合計が300
平方メートル
未満のもの
の 24,000
円 (適合証を
添付した場
合にあって
は、10,000
円)

(イ) 床面積
の合計が300
平方メートル
のもの
の 32,000円 (適
合証を添付
した場合に
あっては、
17,000円)

コ 人の居住の用
に供する部分を
有しない建築物
のうち工場等専
用建築物又は住
宅・非住宅複合
建築物の非住宅
部分 (非住宅部
分が工場等専用
部分である場合
に限る。) (エネ
ルギー消費性能

が省令第10条第
1号ロ(2)に定
める基準に適合
するものとして
された認定申請
に係るものに限
る。))

(ア) 床面積
の合計が300
平方メートル
未満のもの
の 20,000
円(適合証を
添付した場
合にあって
は、10,000
円)

(イ) 床面積
の合計が300
平方メートル
のもの
27,000円(適
合証を添付
した場合に
あっては、
17,000円)

サ 住宅・非住宅
複合建築物(ア
からコまでに係
るものを除く。
住宅部分にあつ
ては(1)アから

キ 住宅・非住宅
複合建築物(ア
からカまでに係
るものを除く。
次に掲げる部分
の区分に応じ、

(ア) 及び (イ)

に定
める額を合算し
た額
(ア) 住宅部
分 (1) ウ
(ア) 又は
(イ) (当該
住宅部分の
エネルギー
消費性能が
省令第10条
第2号イ(2)
及びロ(2)に
定める基準
に適合する
ものとして
された認定
申請に係る
ものにあつ
ては、(1)エ
(ア) 又は
(イ) に定
める床面積
の合計の区
分に応じ、そ
れぞれ(1)ウ

カまで、非住宅
部分にあつては
(1)キからコま
でに掲げる建築
物等の区分に応
じ、それぞれこ
れらの規定に定
める額を合算し
た額

(ア) 又は
(イ) (当該
住宅部分の
エネルギー
消費性能が
同号イ(2)及
びロ(2)に定
める基準に
適合するも
のとしてさ
れた認定申
請に係るも
のにあつて
は、(1)エ
(ア) 又は
(イ) に定
める額(一戸
建てである
ものにあつ
ては、(1)ア
(ア) 又は
(イ) (当該
住宅部分の
エネルギー
消費性能が
同号イ(2)及
びロ(2)に定
める基準に
適合するも
のとしてさ
れた認定申
請に係るも

の に あ っ て
は、(1) イ
(ア) 又 は
(イ) に 定
め る 床 面 積
の 合 計 の 区
分 に 応 じ、そ
れ ぞ れ (1) ア
(ア) 又 は
(イ) (当 該
住 宅 部 分 の
エ ネ ル ギ ー
消 費 性 能 が
同 号 イ (2) 及
び ロ (2) に 定
め る 基 準 に
適 合 す る も
の と し て さ
れ た 認 定 申
請 に 係 る も
の に あ っ て
は、(1) イ
(ア) 又 は
(イ) に 定
め る 額、
(イ) 非 住 宅
部 分 (1) オ
(ア) 又 は
(イ) に 定 め
る 床 面 積 の
合 計 の 区 分
に 応 じ、そ れ

			<p>それぞれ(1)オ (ア)又は (イ)に定め る額(当該非 住宅部分の エネルギー 消費性能が 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に適合する ものとして された認定 申請に係る ものにあつ ては、(1)カ (ア)又は (イ)に定め る床面積の 合計の区分 に応じ、それ ぞれ(1)カ (ア)又は (イ)に定め る額)</p>	<p>(2) [略]</p>	<p>52 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定</p>	<p>(2) [略]</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定</p>	<p>52 建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定</p>	<p>51の項(1)ア(ア)若 しくは(イ)、同項(1) イ(ア)若しくは (イ)、同項(1)ウ (ア)若しくは(イ)、</p>
--	--	--	--	----------------	---	---	----------------	--------------	---	---	--------------	---	--

<p>53. <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u></p>	<p><u>1件につき</u></p>	<p>て準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)</p>	<p>て準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)</p>
<p><u>棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (1) <u>一戸建ての住宅</u>（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア <u>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 38,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u></p>	<p><u>1件につき</u></p>	<p>て準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)</p>	<p>て準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)</p>

ギー消費性能基準（法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に適合すると認められた場合においては、6,000円）

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,000円
（審査機関があるからはじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、
6,000円）

(1)の2 二戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計
が200平方メー
トル以内のもの
20,000円（審査
機関があらかじ
め建築物エネル
ギー消費性能基
準に適合すると
認められた場合にあ
っては、6,000
円）

イ 床面積の合計
が200平方メー
トルを超えるも
の 21,000 円
（審査機関があ
らかじめ建築物
エネルギー消費
性能基準に適合
すると認めた場
合にあつては、
6,000円）

(2) 二戸建ての住
宅（当該住宅のエ
ネルギー消費性能
が省令第1条第1
項第2号イ(3)及
びロ(3)に定める
基準に適合するも
のとしてされた認
定申請に係るもの
に限る。）

ア 床面積の合計
が200平方メー
トル以内のもの
20,000円（審査
機関があらかじ
め建築物エネル
ギー消費性能基
準に適合すると
認められた場合にあ
っては、6,000
円）

イ 床面積の合計
が200平方メー
トルを超えるも
の 21,000 円
（審査機関があ
らかじめ建築物
エネルギー消費
性能基準に適合
すると認めた場
合にあつては、
6,000円）

(3) 共同住宅等（当
該共同住宅等のエ
ネルギー消費性能
が省令第1条第1
項第2号イ(1)及
びロ(1)に定める
基準に適合するも
のとしてされた認
定申請に係るもの
に限る。）

ア 床面積（住宅

部分の設計一次

エネルギー消費

量を省令第4条

第3項第2号の

数値とする場合

は、共用部分の

床面積を除く。

イ並びに(3)の

2及び(4)にお

いて同じ。)の

合計が300平方

メートル以内の

もの 77,000円

(審査機関があ

らかじめ建築物

エネルギー消費

性能基準に適合

すると認めた場

合にあっては、

11,000円)

イ 床面積の合計

が300平方メー

トルを超えるも

の 127,000円

(審査機関があ

らかじめ建築物

エネルギー消費

性能基準に適合

すると認めた場

合にあっては、

23,000円)

(3) の 2 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
37,000円 (審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
63,000円 (審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、23,000円)

(4) 共同住宅等(当

該共同住宅等のエ
ネルギー消費性能
が省令第1条第1
項第2号イ(3)及
びロ(3)に定める
基準に適合するも
のとしてされた認
定申請に係るもの
に限る。)

ア 床面積の合計
が300平方メー
トル以内のもの
37,000円(審査
機関があらかじ
め建築物エネ
ルギー消費性能基
準に適合すると
認められた場合に
あっては、11,000
円)

イ 床面積の合計
が300平方メー
トルを超えるも
の 63,000円
(審査機関があ
らかじめ建築物
エネルギー消費
性能基準に適合
すると認めた場
合にあっては、
23,000円)

(5) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
251,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、11,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
315,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、19,000円）

(6) 住宅部分を有

しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
96,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、11,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの
123,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合にあっては、19,000円）

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額
ア 住宅部分
 (1) ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申

請に係るものに
あっては、(2)ア
又はイに定める
区分に応じ、そ
れぞれ(2)ア又
はイに定める額

イ 非住宅部分
(5)ア又はイに
定める床面積に
応じ、それぞれ
(5)ア又はイに
定める額(当該
非住宅部分のエ
ネルギー消費性
能が省令第1条
第1項第1号ロ
に定める基準に
適合するものと
してされた認定
申請に係るもの
にあつては、(6)
ア又はイに定め
る床面積の合計
の区分に応じ、
それぞれ(6)ア
又はイに定める
額)

(8) 住宅・非住宅複
合建築物(一戸建
てであるものを除
く。)次に掲げる
部分の区分に応

じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分

(3)ア又はイに

定める床面積の

合計の区分に応

じ、それぞれ(3)

ア又はイに定め

る額(当該住宅

部分のエネルギー

一消費性能が省

令第1条第1項

第2号イ(2)及

びロ(2)に定め

る基準に適合す

るものとしてさ

れた認定申請に

係るものにあつ

ては(3)の2ア

又はイに定める

額、省令第1条

第1項第2号イ

(3)及びロ(3)に

定める基準に適

合するものとし

てされた認定申

請に係るものに

あっては、(4)ア

又はイに定める

床面積の合計の

区分に応じ、そ

				<p>それぞれ(4)又は(7)イに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分(7)イに定める額</p>
<p>53の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>1件につき</p>	<p>53 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額</p> <p>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出さ</p>
<p>50の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、岩手県建築基準法施行条例第11条第3項第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>53 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>それぞれ(4)又は(7)イに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分(7)イに定める額</p>

	れ、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更条 例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の50の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額			
54～101 [略]				
102	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき開発行為の許可に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合、右に掲げる開発区域の面積の区分に	8,900円
			0.1ヘクタール未満のとき	
			0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	23,000円
			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	45,000円
			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	89,000円
			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	140,000円
			3ヘクタール	180,000円
54～101 [略]				
102	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づき開発行為の許可に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合、右に掲げる開発区域の面積の区分に	8,600円
			0.1ヘクタール未満のとき	
			0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	22,000円
			0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	43,000円
			0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	86,000円
			1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	130,000円
			3ヘクタール	170,000円

応じ、 それぞ れ右に 定める 金額	以上6ヶ月 未満の とき	220,000円
	6ヶ月 以上10 ヶ月未 満の とき	300,000円
	10ヶ月 以上の とき	13,000円
	0.1ヶ月 未満の とき	30,000円
(2) 主 として 住宅以 外の建 築物で 自己の 業務の 用に供 するも の建 築又は 自己の 業務の 用に供 する特 定工作 物の建 設の用 に供す る目的 で行う 開発行	0.3ヶ月 以上0.6 ヶ月未 満の とき	65,000円
	0.6ヶ月 以上1ヶ月 未満の とき	120,000円
	1ヶ月 以上3ヶ月 未満の とき	200,000円
	3ヶ月 以上6ヶ月 未満の とき	270,000円

応じ、 それぞ れ右に 定める 金額	以上6ヶ月 未満の とき	230,000円
	6ヶ月 以上10 ヶ月未 満の とき	310,000円
	10ヶ月 以上の とき	14,000円
	0.1ヶ月 未満の とき	31,000円
(2) 主 として 住宅以 外の建 築物で 自己の 業務の 用に供 するも の建 築又は 自己の 業務の 用に供 する特 定工作 物の建 設の用 に供す る目的 で行う 開発行	0.3ヶ月 以上0.6 ヶ月未 満の とき	67,000円
	0.6ヶ月 以上1ヶ月 未満の とき	130,000円
	1ヶ月 以上3ヶ月 未満の とき	210,000円
	3ヶ月 以上6ヶ月 未満の とき	280,000円

為の場 合、右 に掲げ る開発 区域の 面積の 区分に 応じ、 それぞれ 右に定 める金 額	6ヘクタール 以上10ヘクタ ール未満のと き	340,000円
	10ヘクタール 以上のとき	480,000円
(3) そ の他の 場合、 右に掲 げる開 発区域 の面積 の区分 に応じ、 それ ぞれ 右に定 める金 額	0.1ヘクタ ール未満 のとき	86,000円
	0.1ヘクタ ール以上 0.3ヘク タール未 満のとき	130,000円
	0.3ヘクタ ール以上 0.6ヘク タール未 満のとき	190,000円
	0.6ヘクタ ール以上 1ヘクタ ール未満 のとき	260,000円
	1ヘクタ ール以上 3ヘクタ ール未満 のとき	390,000円
	3ヘクタ ール	510,000円

為の場 合、右 に掲げ る開発 区域の 面積の 区分に 応じ、 それぞれ 右に定 める金 額	6ヘクタール 以上10ヘクタ ール未満のと き	350,000円
	10ヘクタール 以上のとき	500,000円
(3) そ の他の 場合、 右に掲 げる開 発区域 の面積 の区分 に応じ、 それ ぞれ 右に定 める金 額	0.1ヘクタ ール未満 のとき	89,000円
	0.1ヘクタ ール以上 0.3ヘク タール未 満のとき	140,000円
	0.3ヘクタ ール以上 0.6ヘク タール未 満のとき	200,000円
	0.6ヘクタ ール以上 1ヘクタ ール未満 のとき	270,000円
	1ヘクタ ール以上 3ヘクタ ール未満 のとき	400,000円
	3ヘクタ ール	530,000円

以上6ヘクタール未満のとき	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	660,000円	103 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額（合計額が870,000円を超えるときは、870,000円）	(1) [略]
	10ヘクタール以上のとき	870,000円			(2) [略]	
					(3) [略]	
以上6ヘクタール未満のとき	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	690,000円	103 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額（合計額が900,000円を超えるときは、900,000円）	(1) [略]
	10ヘクタール以上のとき	900,000円			(2) [略]	
					(3) [略]	
以上6ヘクタール未満のとき	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	46,000円	104 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料	1件につき	48,000円
	10ヘクタール以上のとき	26,000円				
以上6ヘクタール未満のとき	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	660,000円	105 都市計画法	予定建築	1件につき	27,000円
	10ヘクタール以上のとき	870,000円				

<p>法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>	<p>物等以外の建築等許可申請手数料</p>	<p>106 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>右に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ右に定める金額</p>	<p>(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定建築物の建設の用に供する目的で行うもので</p>	<p>1,700円</p>
<p>法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</p>	<p>物等以外の建築等許可申請手数料</p>	<p>106 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>右に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ右に定める金額</p>	<p>(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定建築物の建設の用に供する目的で行うもので</p>	<p>1,800円</p>

<p>あつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合</p>	<p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合</p>	<p>2,700円</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうと</p> <p>17,000円</p>
------------------------------------	--	---

<p>あつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合</p>	<p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合</p>	<p>2,800円</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうと</p> <p>18,000円</p>
------------------------------------	--	---

	<p>107 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付</p>	<p>1枚</p>	<p>470円</p>	<p>する開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合</p>
<p>107 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付</p>	<p>開発登録簿の写しの交付手数料</p>	<p>1枚</p>	<p>490円</p>	<p>する開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合</p>
<p>107の2 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の規定に基づく都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	<p>用途地域の定められていない土地の区域における建築に関する証明書交付手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>1,500円</p>	
<p>108～114 [略]</p>				

<p>2 別表(第2条関係)</p>				
<p>別表(第2条関係)</p>	<p>事務</p>	<p>名称</p>	<p>単位</p>	<p>金額</p>
<p>[略]</p>				
<p>102 都市計画法</p>	<p>開発行為</p>	<p>為</p>	<p>(1) 主</p>	<p>0.1ヘクタール</p>
<p>13,000円</p>				

許可申請 手数料	許可申請 手数料
<p>(昭和43年法律第100号) 第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p>	<p>(昭和43年法律第100号) 第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p>
<p>として 自己の 居住の 用に供 する住 宅の建 築の用 に供す る目的 で行う 開発行 為の場 合、右 に掲げ る開発 区域の 面積の 区分に 応じ、 それぞ れ右に 定める 金額</p>	<p>として 自己の 居住の 用に供 する住 宅の建 築の用 に供す る目的 で行う 開発行 為の場 合、右 に掲げ る開発 区域の 面積の 区分に 応じ、 それぞ れ右に 定める 金額</p>
<p>ル未満のとき 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p>	<p>ル未満のとき 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p>
<p>23,000円</p>	<p>32,000円</p>
<p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p>	<p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき</p>
<p>45,000円</p>	<p>58,000円</p>
<p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p>	<p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき</p>
<p>89,000円</p>	<p>100,000円</p>
<p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p>	<p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき</p>
<p>140,000円</p>	<p>160,000円</p>
<p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p>	<p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき</p>
<p>180,000円</p>	<p>220,000円</p>
<p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p>	<p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき</p>
<p>230,000円</p>	<p>320,000円</p>
<p>10ヘクタール以上のとき</p>	<p>10ヘクタール以上のとき</p>
<p>310,000円</p>	<p>430,000円</p>
<p>(2) 主として住宅以外の建</p>	<p>(2) 主として住宅以外の建</p>
<p>0.1ヘクタール未満のとき</p>	<p>0.1ヘクタール未満のとき</p>
<p>14,000円</p>	<p>18,000円</p>
<p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p>	<p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき</p>
<p>31,000円</p>	<p>40,000円</p>

建築物で自己の業務の用に供するもの建設又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合、右に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	クタール未満のとき	67,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	130,000円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	210,000円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	280,000円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	350,000円
	10ヘクタール以上のとき	500,000円
(3) その他の	0.1ヘクタール未満のとき	89,000円

建築物で自己の業務の用に供するもの建設又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合、右に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	クタール未満のとき	80,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	140,000円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	230,000円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	320,000円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	440,000円
	10ヘクタール以上のとき	620,000円
(3) その他の	0.1ヘクタール未満のとき	93,000円

場合、 右に掲げる開 発区域の面積 の区分に応じ、そ れぞれ右に定 める金額	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	140,000円	150,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	200,000円	210,000円
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	270,000円	280,000円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	400,000円	420,000円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	530,000円	570,000円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	690,000円	780,000円
	10ヘクタール以上のとき	900,000円	1,020,000円
103 都市計画法第35条の2の規定に基づき開発行為の変更許可の申請に対する審	開発行為 変更許可 申請手数料	変更許可申請1件につき 右に掲げる額を合算 した額(合計額が 900,000円を超えら る場合は、900,000円)	(1) [略] (2) [略] (3) [略]
103 都市計画法第35条の2の規定に基づき開発行為の変更許可の申請に対する審	開発行為 変更許可 申請手数料	変更許可申請1件につき 右に掲げる額を合算 した額(合計額が 1,020,000円を超えら る場合は、1,020,000円)	(1) [略] (2) [略] (3) [略]

	<p>査 104～114 [略]</p>	<p>査 104～114 [略]</p>																				
<p>3</p>	<p>附 則 1～6 [略]</p>	<p>附 則 1～6 [略] (多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の金額の特例) 7 当分の間、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>個人認証法</u>」 という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書 が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59 年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、 <u>公的個人認証法</u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子 証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子 計算組織と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機の操作によ り証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力するこ とにより、次の表の事務欄及び名称欄に掲げる書類の交付をする場合の手数料 の額は、別表1の項、7の項、10の項又は114の項の規定にかかわらず、次の表 の金額欄に掲げる金額とする。</p> <table border="1" data-bbox="874 194 1305 1055"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の 規定に基づく戸籍の謄 本若しくは抄本の交付</td> <td>戸籍謄本抄本交付 手数料</td> <td>1 通につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>2 住民票又は戸籍の附 票の写しの交付</td> <td>住民票又は戸籍の 附票の写し交付手 数料</td> <td>1 通につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3 印鑑登録証明書の交付</td> <td>印鑑登録証明手 数料</td> <td>1 件につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>4 その他証明書の交付</td> <td>その他証明手 数料</td> <td>1 通につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	単位	金額	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の 規定に基づく戸籍の謄 本若しくは抄本の交付	戸籍謄本抄本交付 手数料	1 通につき	350円	2 住民票又は戸籍の附 票の写しの交付	住民票又は戸籍の 附票の写し交付手 数料	1 通につき	200円	3 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手 数料	1 件につき	200円	4 その他証明書の交付	その他証明手 数料	1 通につき	200円
事務	名称	単位	金額																			
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の 規定に基づく戸籍の謄 本若しくは抄本の交付	戸籍謄本抄本交付 手数料	1 通につき	350円																			
2 住民票又は戸籍の附 票の写しの交付	住民票又は戸籍の 附票の写し交付手 数料	1 通につき	200円																			
3 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手 数料	1 件につき	200円																			
4 その他証明書の交付	その他証明手 数料	1 通につき	200円																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項及び第26条第4項の規定に基づき指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の公示の日から、表3の項の改正部分は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第5号 参考資料

一関市手数料条例の一部を改正する条例の改正概要（建築基準法の一部改正などに伴うもの）

1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）などの一部改正に伴う改正概要（表1部分（令和7年4月1日施行））

(1) 限定特定行政庁の業務範囲の見直し

① 業務範囲の縮小（49、50、51の項）

法の一部改正により、当市（限定特定行政庁）の業務範囲（取り扱う建築物）が縮小されることに伴い、取り扱い面積などを改めるもの

改正前		改正後
木造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階数が2以下 ・ 延べ面積500㎡以下 ・ 高さ13m以下又は軒の高さ9m以下 	→	木造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が2以下 ・ 延べ面積300㎡以下 ・ 高さ16m以下（平家かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし） ※ 構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更（壁量等を仕様規定で計算できる規模の縮小）
木造以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平家 ・ 延べ面積200㎡以下 		木造以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平家 ・ 面積200㎡以下

② 審査項目の追加（28、39の項）

法の一部改正により、当市の業務範囲が新2号建築物の一部及び新3号建築物となるが、新2号建築物は審査省略制度の対象外であり、構造関係規定や防火避難規定などの審査が必要になることから、手数料の額などを改めるもの

改正前		改正後
4号建築物（法第6条第1項第4号に該当する建築物） <ul style="list-style-type: none"> ※ 木造2階建て以下、延べ面積500㎡以下等 ・ 建築物を建築する際には建築確認及び検査が必要 ・ 審査省略制度の対象 	→	新2号建築物（法第6条第1項第2号に該当する建築物） <ul style="list-style-type: none"> ※ 木造2階建て、延べ面積200㎡超 ・ 建築物を建築する際には建築確認及び検査（大規模な修繕又は模様替を含む）が必要 ・ 審査省略制度の対象外
		新3号建築物（法第6条第1項第3号に該当する建築物） <ul style="list-style-type: none"> ※ 木造平屋建て（延べ面積200㎡以下） ・ 建築物を建築する際は建築確認及び

	検査が必要 ・ 審査省略制度の対象
--	----------------------

③ 取扱い業務の追加 (29、31、33の2の項)

限定特定行政庁の業務範囲の見直しにより、仮使用認定業務、建築設備の建築確認・完了検査が当市（限定特定行政庁）の業務に追加されることから、新たに手数料を定めるもの

特定限定行政庁の事務に追加する規定	内容
ア 法第7条の6第1項第1号及び第4項	仮使用認定
イ 法第87条の4	建築設備への準用

(2) 省エネ基準への適合義務化

① 全ての建築物の新築・増改築の際に省エネ基準適合が義務付け (49～53の項)

建築物省エネ法の一部改正により、原則として全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられることから、所要の整備を行うもの

(省エネ基準の適合義務化に伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定制度は廃止)

	改正前		→	改正後	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2,000 ㎡以上)	適合義務 (平成29年4月 以降)	<u>届出義務</u>		適合義務 (平成29年4月 以降)	<u>適合義務</u>
中規模	適合義務 (令和3年4月 以降)	<u>届出義務</u>		適合義務 (令和3年4月 以降)	<u>適合義務</u>
小規模 (300㎡ 未満)	<u>説明義務</u>	<u>説明義務</u>		<u>適合義務</u>	<u>適合義務</u>

※ エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模 (10㎡を予定) 以下のもの及び改正前の制度において適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く。

② 建築確認手続の中で省エネ基準への適合性を審査 (28、30、32の項)

建築物省エネ法の一部改正により、原則として全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられ、確認審査・検査業務が追加されることから、新たに手数料を定めるもの

審査の流れ ① 建築主は建築物省エネルギー消費性能確保計画を作成し、所管行政庁又は登録建築物省エネルギー判定機関（以下「省エネ判定機関」という。）に提出 ①' 建築主は確認申請書を作成し、所管行政庁又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に提出 ② 省エネ判定機関は省エネ基準の適合性を判定して、建築主に適合判定通知書を通知 ③ 建築主は適合判定通知書を建築主事等に提出 ④ 建築主事等は建築確認を審査して、建築基準関係規定に適合している場合は、建築主に確認済証を交付（③が未了の場合は、確認済証を交付できない）
--

2 都市計画法の開発行為などに係る改正概要

(1) 岩手県の手数料条例に準拠した見直し（表1部分（令和7年4月1日施行））

① 岩手県の手数料条例に準拠した見直し（102～107の項）

当市は岩手県からの権限移譲により、平成19年から開発行為の許可権者となっている。

これまで、開発行為に係る手数料は県に準拠した額を定めてきたが、県が手数料を改めることから、当市も県に併せて改めるもの

② 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の証明事務（107の2の項）

これまで、岩手県では開発行為又は建築に関する証明書等の交付を規定していなかったが、県が開発行為許可申請手数料等の見直しに併せて新たに手数料を定めることから、当市も県に併せて定めるもの

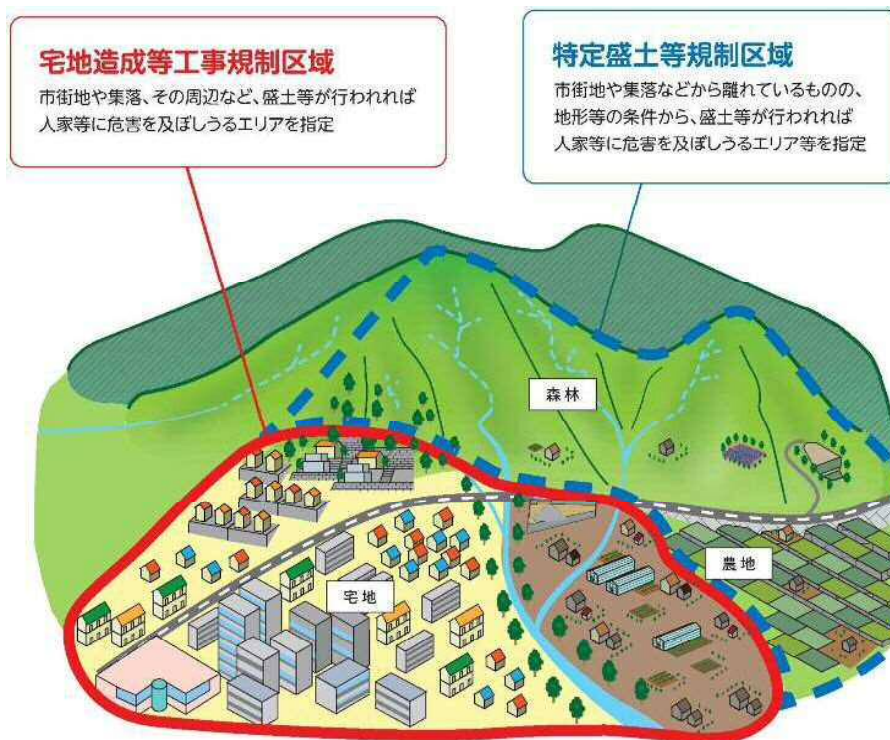
(2) 盛土規制法に基づく規制区域の指定に係る見直し（表2部分（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第4項及び第26条第4項の規定に基づき指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の公示の日から施行）：102、103、107の2の項）

岩手県では、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定した公示の日から運用を開始する予定（県内全域が規制区域に指定される予定）

① 開発許可に係る技術的基準の盛土規制法の適用

規制区域の指定後は、開発許可が盛土規制法に基づく工事のみなし許可となることに伴い、開発許可の技術的審査に係る審査量が増加することから、手数料の額を改めるもの

規制区域のイメージ



3 その他の改正概要（29、29の2、31、31の2、33の2、40、49～53、107の2の項） 条ずれに対応するため、所要の整備を行うもの

議案第6号

一関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

一関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、市長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等

通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わな

ければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるも

のを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と、保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子

育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号 参考資料

一関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

条項	内 容
第1条	法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定める趣旨であることを定めるもの
第2条	この事業を利用する乳児等が心身ともに健やかに育成されることを保障するという、施設の最低基準の目的について定めるもの
第3条	市が、乳児等通園支援事業者に対してその設備及び運営を向上させるよう勧告できるよう定めるとともに、常に最低基準の向上に努めることを定めるもの
第4条	乳児等通園支援事業者が最低基準を超えてその設備及び運営を向上させなければならないこと、また、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならないことを定めるもの
第5条	乳児等通園支援事業者が、利用乳幼児の人権に配慮してその運営を行わなければならないこと、常に提供する乳児等通園支援の改善に努めなければならないこと、目的を達成するために必要な設備を設けなければならないことなど、乳児等通園支援事業者の一般原則を定めるもの
第6条	乳児等通園支援事業者が非常災害に必要な設備を設け、具体的な計画を立てて訓練を実施しなければならないことを定めるもの
第7条	乳児等通園支援事業者が、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないことを定めるもの
第8条	事業所外での活動、取組のための移動その他で自動車を運行する場合に、利用乳幼児の所在を確認しなければならないことを定めるもの
第9条	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について定めるもの
第10条	乳児等通園支援事業者の職員が自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持、向上に努めなければならないこと、また、乳児等通園支援事業者は、職員に対し、研修の機会を確保しなければならないことを定めるもの
第11条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めるもの
第12条	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児を、その国籍、信条などに関わらず平等に取り扱わなければならないことを定めるもの
第13条	利用乳幼児に対し、虐待行為をしてはならないことを定めるもの
第14条	乳児等通園支援事業所の衛生管理などについて定めるもの

第15条	乳児等通園支援事業者が食事を提供する場合に必要な設備について定めるもの
第16条	乳児等通園支援事業者が運営について定めるべき規程について定めるもの
第17条	乳児等通園支援事業所に備えるべき帳簿について定めるもの
第18条	乳児等通園支援事業者の職員の守秘義務及び乳児等通園支援事業者が秘密保持のために講じなければならない措置について定めるもの
第19条	乳児等通園支援事業者が、苦情を受け付けるために講じるべき措置及び市からの指導助言に従って改善を行わなければならないことを定めるもの
第20条	一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の区分について定めるもの
第21条	一般型乳児等通園支援事業所における設備の基準を定めるもの
第22条	一般型乳児等通園支援事業所における職員の配置基準について定めるもの
第23条	一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容について定めるもの
第24条	一般型乳児等通園支援事業を行う者が、利用乳幼児の保護者と連絡をとり、保護者の理解と協力を得るように努めなければならないことを定めるもの
第25条	余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備の基準及び職員の配置基準について定めるもの
第26条	第23条及び第24条の規定を、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用することを定めるもの
第27条	乳児等通園支援事業者及びその職員が、記録、作成その他に類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録によって行うことができることを定めるもの
第28条	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとするもの
附 則	施行期日を、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の施行期日と同日の令和7年4月1日とするもの

議案第7号

- 一 関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 一 関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 一 関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

<p>2 [略] (職員) 第29条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略] (職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略] (職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>2 [略] (職員) 第29条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略] (職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略] (職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
---	---

<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略] (職員)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略] (職員)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号

一 関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一 関市長 佐藤善仁

一 関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一 関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例（令和5年一関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条中表2の項の規定は令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条中表2の項の規定は令和7年7月1日から施行する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	

議案第8号 参考資料

- 一 関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例（令和5年一関市条例第22号）
 （一関市立幼稚園条例の一部改正）

第1条 一関市立幼稚園条例（平成17年一関市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(設置)		(設置)	
第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。		第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2	一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2
一関市立摺沢幼稚園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2		
備考 改正部分は、下線の部分である。			
(一関市保育所条例の一部改正)			

第2条 一関市保育所条例（平成17年一関市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
一関あおば保育園	一関市山目字前田13番地1	一関あおば保育園	一関市山目字前田13番地1
摺沢保育園	一関市大東町摺沢字沼田10番地2		
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			
(一関市立こども園条例の一部改正)			

第3条 一関市立こども園条例（平成23年一関市条例第50号）の一部を次のように改正する。

		改正前	改正後																
1	(名称及び位置) 第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立摺沢こども園</td> <td>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</td> </tr> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立摺沢こども園	一関市大東町摺沢字沼田10番地 2	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]			
名称	位置																		
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																		
[略]																			
名称	位置																		
一関市立摺沢こども園	一関市大東町摺沢字沼田10番地 2																		
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																		
[略]																			
2	(名称及び位置) 第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立摺沢こども園</td> <td>一関市大東町摺沢字沼田10番地 2</td> </tr> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立摺沢こども園	一関市大東町摺沢字沼田10番地 2	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市立摺沢こども園</td> <td>一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2</td> </tr> <tr> <td>一関市立東山こども園</td> <td>一関市東山町長坂字西本町130番地 1</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市立摺沢こども園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2	一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1	[略]	
名称	位置																		
一関市立摺沢こども園	一関市大東町摺沢字沼田10番地 2																		
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																		
[略]																			
名称	位置																		
一関市立摺沢こども園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地 2																		
一関市立東山こども園	一関市東山町長坂字西本町130番地 1																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条中表2の項の規定は令和7年4月1日から施行する。(準備行為)
- 2 第3条中表1の項の規定による改正後の一関市立こども園条例の施行の施行の日前においても行うことができる。

議案第9号

- 一 関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 一 関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 一 関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年一関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において<u>衛生工学科又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に<u>関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれ</u>に<u>相当する課程</u>において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に<u>関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に<u>関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に<u>関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術</u></p>

第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び
学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又
は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程
度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験
年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2
次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及
び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有す
べき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあっては1年以上、第
2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで

に規定する課程に相当する課程
を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程
度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験
年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2
次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及
び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2
項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者で
あって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有
する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者に限る。）

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有す
べき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木
工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し
た後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了

した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については、5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において

工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程 又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程 以外の課程 を修めて卒業した（当該課程 を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程 又は前号に規定する課程 に相当する課程 を、それぞれ当該各号に

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学

以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科学目又はこれらに相当する学科学目

を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科学目並びにこれらに相当する学科学目 以外の学科学目を修めて卒業した（当該学科学目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科学目又は前号に規定する学科学目に相当する学科学目を、それぞれ当該各号に

規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) [略]

規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) [略]

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、

前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経年数以上」とあるのは「最低経年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経年数以上」とあるのは「最低経年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

議案第9号 参考資料

一関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 布設工事監督者の資格要件（第3条関係）

分 類			技術上の実務経験年数		改正後 条 文
			改正前	改正後※	
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は大学院にて 1年以上衛生工学若 しくは水道工学に関 する課程を専攻した 場合	土木工学科又は これらに相当す る課程	衛生工学又は水 道工学を履修	2年以上 (1年以上)	削除	
		上記以外を履修	3年以上 (2年以上)	削除	
	土木工学科又はこれらに相当する課 程		—	3年以上 (2年以上)	第1号 第8号
	機械工学科、電気工学科又はこれらに 相当する課程		—	4年以上 (3年以上)	第2号 第8号
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程 修了	土木科又はこれらに相当する課程		5年以上	5年以上	第3号
	機械科若しくは電気科又はこれらに 相当する課程		—	6年以上	第4号
高等学校卒業	土木科又はこれらに相当する課程		7年以上	7年以上	第5号
	機械科若しくは電気科又はこれらに 相当する課程		—	8年以上	第6号
水道の工事に関する技術上の実務のみ			10年以上	10年以上	第7号
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験 年数以上					第9号
技術士（上下水道部 門2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択		1年以上	1年以上	第10号
一級土木施工管理技士 二次検定合格者			—	3年以上	第11号
※ 実務経験年数に他分野の実務経験を加味 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する業務経験を有すること。					

2 水道技術管理者の資格要件（第4条関係）

分 類		技術上の実務経験年数※		改正後 条 文
		改正前	改正後	
布設工事監督者の資格を有する者			削除	
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	—	3年以上	第1号
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年以上	4年以上	第2号
	工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	5年以上	5年以上	第4号
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	—	5年以上	第1号
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年以上	6年以上	第2号
	工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年以上	7年以上	第4号
高等学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	—	7年以上	第1号
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	8年以上	8年以上	第2号
	工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	9年以上	9年以上	第4号
水道の工事に関する技術上の実務のみ		10年以上	10年以上	第3号
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上				第5号
技術士（上下水道部門2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	—	1年以上	第7号
一級土木施工管理技士 二次検定合格者		—	3年以上	第8号
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う登録講習の課程を修了		不要	不要	第6号
※ 技術上の実務経験年数は、現行通り、全て水道に関する実務経験を必要とする。				